

令和6年度
島根県社会福祉政策への提言・要望書

— 島根県における地域共生社会の実現に向けて —

島根県社会福祉団体連絡協議会
島根県市町村社会福祉協議会会長会

令和5年9月4日

島根県知事 丸山達也 様

令和6年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望書

島根県社会福祉団体連絡協議会
会長 小林 淳一

島根県市町村社会福祉協議会会長会
会長 小笹 邦雄

島根県社会福祉団体連絡協議会並びに島根県市町村社会福祉協議会会長会では、令和6年度に向けた本県の社会福祉政策について次のとおり提言・要望をいたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【提言・要望事項】

1. 地域生活課題への対応

- (1)全市町村での包括的支援体制の構築に向けた支援
- (2)「子ども食堂」の取り組み促進に向けた支援強化
- (3)合理的配慮の提供にかかる支援の充実・強化
- (4)条件不利地域への訪問介護サービスに取り組む事業所の支援
- (5)「子育て短期支援事業」実施に向けた環境整備と里親登録の促進

2. 総合的な権利擁護体制の確立

- (1)地域における成年後見制度の利用促進に向けた支援強化

3. 福祉人材の確保・育成・定着の対策強化

- (1)福祉・介護人材確保対策の強化

4. 災害福祉支援活動の強化に向けた体制整備

- (1)災害福祉支援活動の総合拠点「しまね災害福祉支援センター」設置支援

1. 地域生活課題への対応

(1) 全市町村での包括的支援体制の構築に向けた支援

島根県内の市町村において、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築が図られるよう、市町村への支援体制強化を要望します。

【具体的内容】

1. 県・県社協・市町村・市町村社協の代表者による「オールしまね地域共生社会づくり宣言(仮称)」の実施
2. 県域から市町村・市町村社協に対する後方支援の取り組みの充実・強化
 - * 県・県社協・市町村・市町村社協による「地域共生社会推進会議」などの開催
 - * 県社協と連携した、市町村・市町村社協との個別的な協議及び技術的助言の実施
3. 「重層的支援体制整備事業」の必須事業化に向けた国への働きかけ

【提言・要望の理由】

- 少子高齢化・人口減少の進む本県において、2030年までの10年で総人口は55,000人減少し、2045年には県人口は約53万人になる推計(国立社会保障・人口問題研究所調べ)が示されており、コロナ禍においてこの傾向は更に加速したとされています。
- また、新型コロナウイルスや物価高騰など厳しい経済情勢による雇用や生活不安などに起因した生活困窮、自死の増加、ひきこもり、ヤングケアラーなどの地域生活課題は深刻化・複雑化しています。こうした課題を抱える方への中長期的な個別支援が強く求められる中において、地域のつながりの希薄化や担い手不足は深刻な課題となっています。
- こうした状況から、地域特性に応じた包括的支援体制を整備し、様々な地域生活課題の解決につなげていくことは、本県における持続可能なまちづくりの観点からも重要かつ喫緊の課題です。
- 令和3年の改正社会福祉法において、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供する体制の整備が市町村の努力義務とされ、この包括的支援を推進するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました(法第106条の3及び4)。併せて市町村における包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行うことは都道府県の責務として規定されています。(法第6条)
- 現在、本県における重層的支援体制整備事業の取り組みは5市町(別に1市で移行準備事業に着手)にとどまっており、全県的な広がりを促進させる必要があります。
- こうした中で、県健康福祉部と県社協は「連携推進会議」を設置(R5.6月)したところですが、今後、両者が一層連携しながら市町村・市町村社協に対して重層的支援体制整備事業の活用を含む包括的支援体制整備の重要性・必要性を啓発していくとともに、個別的なアプローチを通じて、行政と社協が一丸となって地域共生社会の実現に向けた基盤づくりを進めていくことが重要です。
- また、重層的支援体制整備事業は、現在の任意事業の位置づけから、必須事業化とされるよう国への働きかけが求められます。

1. 地域生活課題への対応

(2)「子ども食堂」の取り組み促進に向けた支援強化

地域の交流拠点としての「子ども食堂」の活動理解と開設に向けた支援強化を要望します。

【具体的内容】

1. 県民に対する「子ども食堂」の周知

(例) 島根県版「誰もが行ってもいいよ子ども食堂！」テレビコマーシャル、広報番組の活用

2. 各市町村行政における子ども食堂への支援強化に向けた働きかけ

*「子どもの居場所創出支援事業費補助金」の補助要件の緩和と広報・周知

(例) 要件となる開催頻度・対象経費について、地域の実情に応じた柔軟な対応

【提言・要望の理由】

- 島根県では現在74か所(R5.3月末)の子ども食堂があり、令和3年度の20か所から3倍以上増加しました。令和4年度は全国1位の増加率(認定NPO法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえによる調査)となり、今後も子ども食堂の箇所数は増加が見込まれます。
- 子ども食堂は、子どもたちが自宅や学校以外に行くことのできる居場所であると同時に、地域において多世代が交流する地域の居場所としての機能もあります。地域の身近な単位に子ども食堂があることは、新たな繋がり創出、地域の活性化、孤立感・不安感の軽減へとつながり、暮らしやすい地域へと繋がります。
- 子ども食堂は地域住民による自主的な取り組みであることから、「食を通じた居場所」という共通点はあるながら、活動によりめざす姿や取り組む内容は食堂ごとに異なります。しかし、メディア等の報道により、子ども食堂が「子どもの貧困問題に関連した取り組み」としての側面が強調され、「貧困世帯が利用するところ」「子ども以外は行けない」といった認識を持つ人は多いとの指摘もあります。
- 県社協が受託実施している「子ども食堂サポート事業」では、子ども食堂全般のコーディネート業務、食堂運営者によるネットワーク構築、アドバイザー派遣等を行っており、「子どもの未来応援セミナー」実施により子ども食堂の普及・啓発を図っています。
- 子ども食堂の活動を更に広げ、県民に向けてその活動理解を図るためには、テレビコマーシャルによる広報が効果的だと考えられます。子ども食堂への関心が高まり、正しく理解されることで、ボランティア等の協力者の増加、食材・資金・活動場所提供等による支援者の増加が見込まれ、活動の活性化と子ども食堂開設に繋がることが期待されます。
- また、島根県創設の「子どもの居場所創出支援事業費補助金」は、補助金の2分の1を市町村が負担する仕組みですが、予算化されていない市町村が大多数です。補助事業の周知に併せ、市町村の当該補助金の事業化を促進していく必要があります。
- 一方で、子ども食堂開設希望者や関係者からは、子ども食堂開設の一層の促進に向けて、補助金の補助要件緩和(開設回数・要件の緩和、食材費を対象経費として認める等)を求める声が上がっています。

1. 地域生活課題への対応

(3)合理的配慮の提供にかかる支援の充実・強化

障がいのある人が安心して合理的配慮の提供を求めることができる環境を整備するため、事業者に向けた啓発と支援の充実・強化を要望します。

【具体的内容】

1. 合理的配慮についての事業者への周知

- * 県と経営者団体等との協働による事業者向け啓発セミナーの実施
- * 島根県(健康福祉部、商工労働部)、島根労働局、経営者団体等との連携強化

2. 合理的配慮に取り組む事業者向け相談体制の整備

- * 事業者からの相談受付体制の整備に向けた市町村への働きかけ
- * 市町村の相談窓口を担う職員への研修の実施

【提言・要望の理由】

- 令和3年の障害者差別解消法の改正に伴い、今まで努力義務であった民間事業者における合理的配慮の提供が、令和6年4月1日から義務化されます。その対象は、医療、福祉、教育にとどまらず社会生活全般であり、個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。
- 障がいを理由とする不当な差別的扱いを受けたときや、合理的配慮を提供してもらえなかったときの相談窓口は、各市町村に設置されており、島根県のホームページにも掲載されています。一方で、合理的配慮の提供に関する事業者の相談窓口についての記載はありません。
- 「合理的配慮に関する実態調査※」では、合理的配慮の提供が法的義務になることについて、官公庁・地方公共団体は8割が認識していた一方、民間事業者においては、回答者の約半数が「知らない」と回答しています。
※約1,000名の障がい者と300の事業者へのアンケート調査(株式会社ミライロ実施)
- さらに、「合理的配慮がなされていないと感じた時、どのようなアクションをとるか」という質問に対する当事者の回答は、「何もしない」という回答が約半数を占めており、合理的配慮への認識が社会全体に浸透していないこととともに、当事者が配慮を求めることに躊躇する現状がうかがえます。
- 地域共生社会の実現に向けては、合理的配慮への理解が社会全体に浸透することが欠かせません。そのためには、サービスを提供する様々な事業者が、合理的配慮についての認識を高めるとともに、当事者が配慮を求めやすい環境を整備していくことが重要です。
- 事業者が合理的配慮に取り組めるよう、県全体で機運醸成を図るとともに、市町村における相談体制の整備が求められます。

1. 地域生活課題への対応

(4)条件不利地域への訪問介護サービスに取り組む事業所の支援

県内の条件不利地域※に訪問介護サービスを提供する事業者を支援する制度を創設し、在宅介護の継続が可能となる区域の拡大を図っていただきますよう要望します。

※「条件不利地域」とは、訪問介護事業所からの距離や道路事情等の要因により、訪問介護が十分に行き届いていない区域

【具体的内容】

県内の条件不利地域に住む高齢者等への訪問介護サービスを提供する事業所に移動経費の補助を行う「訪問介護サービス支援事業(仮称)」の創設

【提言・要望の理由】

- 訪問介護サービスは、住み慣れた地域で暮らしていくために必要な事業であり、特に条件不利地域は人口減少が著しく、高齢化率、高齢者世帯、単身高齢者世帯の割合も他地域よりも高いことから訪問介護サービスへのニーズは高くなっています。
- 一方、訪問介護事業所からは、条件不利地域へは事業所が集積する市街地・周辺地域からの移動距離・時間も長く、利用者宅が点在しているため効率性が低く経費が嵩み、現在の介護報酬では採算確保が厳しいとの指摘があります。
- 「島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業」の事業メニューには条件不利地域への訪問看護を行う事業所に対して必要な経費の一部を補助する「訪問看護ステーション支援事業」や「訪問看護ステーションサテライト整備事業」がありますが、訪問介護事業所への支援制度はありません。
- 市町単独事業で訪問介護事業所への支援(補助制度)を行っている自治体もありますが、実施自治体は一部に留まっています。
- 県内どこの地域に居住していても、必要な介護サービスを受けられ安心して暮らし続けられるようにするためには、条件不利地域への訪問介護サービスを行う事業所に対し、訪問看護ステーション支援事業に準じた補助事業の創設が必要です。

1. 地域生活課題への対応

(5)「子育て短期支援事業」実施に向けた環境整備と里親登録の促進

「子育て短期支援事業(ショートステイ及びトワイライトステイ)」の全市町村実施に向けた環境整備と里親登録の促進に向けた支援強化を要望します。

【具体的内容】

1. 市町村における「子育て短期支援事業」実施に向けた環境整備

- *同事業実施に向けての課題の調査・整理と、課題解決のための市町村支援
- *委託先に里親を活用することについての市町村への働きかけ
- *受託する里親の養成・支援のための県と里親会との連携

2. 里親登録の促進に向けた広報・周知

- *県の研修会・会議・事業等において、里親自身が情報発信する機会の設定
- *テレビコマーシャル・ラジオ等での県民向け広報の実施

【提言・要望の理由】

- 里親制度は、家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。社会的養育の推進に向けた重要な取り組みの一つとして、島根県社会的養育推進計画においても里親等への委託推進について記載があり、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の里親活用も目指されているところです。
- 子育て家庭を支援する方策の一つである「子育て短期支援事業」に取り組む市町村は、8市町(うちトワイライトステイも実施しているのは4市町)、委託先に里親を含めているのは7市町です。(R5.6月末)事業を実施していない市町村では、「子ども・子育て支援事業計画」において「子育て短期支援事業はニーズを見ながら実施を検討していく」とされています。
- 一方で、同計画策定に先立って行われているニーズ調査では、「子どもを(宿泊付きで)複数日に渡って預ける先がない」という主旨の回答が一定数あります。また、保護者に負荷のかかる状況が発生した際に、子どもの預かりを可能とする「子育て短期支援事業」は、要保護家庭あるいは児童虐待の発生を防止する子育て支援策の一つとしても有効であると考えられることから、全市町村での事業実施が望まれます。
- 従来「子育て短期支援事業」は委託先となる実施施設が必要でしたが、令和2年度の法改正により里親への直接委託が可能となり、近隣に実施施設がない市町村にとっても取り組みやすい仕組みとなりました。
- 子育て家庭への支援の充実が市町村の責務ではありますが、県においては「子育て短期支援事業」の実施にあたっての課題整理やその解決に向けた市町村支援とともに、同事業の委託先として里親が積極的に活用されるための市町村への働きかけや、里親会とも連携しつつ安心して事業受託ができるよう里親の育成支援への取り組みも期待されます。
- 県里親会では「中学校区に一組の里親」を目標の一つとして掲げ、地域の子育て資源としての役割を担う側面も強く認識しています。各地区里親会では、里親登録者の獲得を目指して啓発活動等を行っていますが、今以上に里親登録を促進するためには、里親の必要性・役割を広く周知していくことが必要です。

(参考) 里親登録数 ※令和5年4月1日現在
養育里親(専門里親含む)141組 (1自治体のみ登録者なし)

2. 総合的な権利擁護体制の確立

(1) 地域における成年後見制度の利用促進に向けた支援強化

市町村における権利擁護の地域連携ネットワークづくりや中核機関の立ち上げ・運営などへの支援強化を要望します。

【具体的内容】

成年後見制度利用促進体制整備事業を活用した「体制整備アドバイザー」配置による市町村支援

- * 中核機関未設置市町村への立ち上げ支援
- * 中核機関が担う機能(広報、相談、受任調整、担い手育成、後見人支援など)への助言
- * 市町村地域連携ネットワークの機能強化

【提言・要望の理由】

- 本県では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には、認知症高齢者数が令和2年より1,000人増加し44,900人になると予想され※、それに伴い成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズはますます増大していくと考えられます。
※第8期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画より
- 地域において権利擁護支援をすすめていくためには、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)をつくるとともに、そのコーディネートを行う「中核機関」を設置する必要があります。
- 中核機関は、①広報機能、②相談機能、③受任者調整(マッチング)等の支援や担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関係制度からのスムーズな移行などの成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能など、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けたコーディネート等を行う「司令塔機能」を担うことが求められています。
- 中核機関の設置・運営により、権利擁護支援のニーズは顕在化すると考えられますが、県内には未設置の地域があります。
(参考) 中核機関 設置済み(R5.5月末) 11市町: 松江市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・川体町・美郷町・津和野町・吉賀町・隠岐の島町
中核機関 設置予定 2市町: 浜田市(R6.4月設置予定)、飯南町(R5.10月設置予定)
中核機関 未設置 6市町村: 出雲市、奥出雲町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村
- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において「都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的な観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待されている。また、家庭裁判所・専門職団体・県社協・当事者団体等との県単位の協議会を設置する必要がある。」と、都道府県の支援機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進が求められています。
- 市町村がすすめる権利擁護の地域連携ネットワークづくりや中核機関の立ち上げ、中核機関が担う機能強化などの体制づくりへの支援にあたっては、専門職による体制整備アドバイザーを配置し、個別的な助言・支援を行っていくことが有効です。

3. 福祉人材の確保・育成・定着の対策強化

(1)福祉・介護人材確保対策の強化

福祉・介護人材不足の問題は、本県の福祉サービスを維持していくための喫緊の課題であることを踏まえ、県の重点施策に位置づけ、多角的な検討と方策の強化を図っていただきますよう要望します。

【具体的内容】

1. 島根県福祉・介護人材確保推進会議の機能強化
(例)テーマ別(参入促進、離職防止、生産性向上、魅力向上など)検討体制の確立など
2. 圏域や市町村域での対策強化に向けた後方支援
(例)福祉・介護人材確保専任コーディネーターの配置、U・I ターン者の受入れ支援、人材確保対策に向けた法人間連携の推進など
3. 教育分野との連携強化
(例)中・高校生版「介護等体験事業(必須化)」、県外学生に対する呼び戻し対策の強化など
4. 福祉・介護分野と他産業との賃金格差解消に向けた国への働きかけ
5. 外国人の介護人材雇用に向けた支援の強化
(例)外国人材雇用に向けたサポート体制の確保、外国人材雇用にかかる助成金制度の創設など

【提言・要望の理由】

○本県においても介護人材問題の深刻さは年々増えています。また、介護人材以外にも保育士、看護師など、地域や職種によって人材不足が慢性化しており、特に県西部や中山間地域・離島での人材不足は逼迫した状況が続いています。

(参考) *採用希望人数に対する充足率は65.3%、また事業所の91.1%が確保しづらいと回答
(島根県実施「令和4年度 介護人材確保・定着実態調査」)
*中山間地域、離島など地域によってはサービス提供体制に影響(島根県老人福祉施設協議会)
*令和4年度福祉人材センター有効求人倍率3.68倍(県西部は4.76倍)

○福祉・介護人材確保対策については、2040年問題を見据えた県の重点施策に位置づけ、これまでの取り組み評価も踏まえた中長期的な展望に立った検討が求められます。また、地域差もあることから全県一律の対応ではなく、各地域の実態に即したきめ細かな対策も求められます。

○さらに、将来の担い手確保に向けては、中・高校生などの若年層へのアプローチの強化、県外学生の積極的な呼び戻し対策など、教育分野と連携した取り組みが一層重要となります。

○一方、他産業においても労働力不足から積極的な賃金改善が図られており、福祉・介護分野との賃金差が拡大し、福祉・介護分野への人材流入の妨げになっています。

(参考) 令和4年度全産業平均37.6万円/月との差
介護▲8.2万円 保育▲5.7万円 (全国社会福祉法人経営者協議会)

○人材確保対策として期待される外国人雇用について、法人・事業所においては、受入体制整備等の煩雑さや、居住環境整備、監理団体に対する経費負担等の課題を抱えていることを踏まえ、積極的なサポート体制の強化が必要です。

4. 災害福祉支援活動の強化に向けた体制整備

(1)災害福祉支援活動の総合拠点「しまね災害福祉支援センター」設置支援

島根県社協が令和6年度に設置する「しまね災害福祉支援センター」の運営に係る費用の公費負担と県関係部局との連携体制強化を要望します。

【具体的内容】

1. 「しまね災害福祉支援センター」設置・運営にかかる財政的な支援
2. 県関係部局と「しまね災害福祉支援センター」との連携の強化

【提言・要望の理由】

- 近年、全国的に自然災害が頻発化・大規模化しており、本県においても災害救助法が適用される災害が頻発しています。社会的脆弱性を抱えている人びとは、被災したことで課題がより深刻化・長期化するとともに、災害を契機に、それまで支援が必要でなかった人にも困難や困りごとが生じることにより、支援が必要な人は更に増大すると予想されます。
- 県社協では、これらの支援ニーズに対応する災害福祉支援活動の重要な取り組みとして、①市町村災害ボランティアセンターの設置・運営を支援する「島根県災害ボランティアセンター」、②被災市町村からの要請に基づき、福祉専門職が避難所において福祉的支援活動を行う「災害派遣福祉チーム(しまね DWAT)」、③被災者ごとの生活復旧・復興に向けた支援ニーズに対して関係者が連携しながら伴走型の支援を行う「災害ケースマネジメント」の基盤整備を進めています。
- 県社協が設置する「しまね災害福祉支援センター」は、上記3つの機能を併せ持つ総合拠点となるものであり、有事の際にこれらの活動が一体的かつ連続性をもって進められるよう、平時からの体制づくりも含め、その基盤整備にあたっては、県の財政的支援とともに関係部局との連携体制の確保が不可欠です。
- また、災害ケースマネジメント普及を通じて、行政(防災・福祉部署)と福祉専門職との連携が推進されることは、現在市町村において策定が急がれる「個別避難計画」の策定促進にも繋がることが期待されます。
- さらに、国の防災基本計画(R5.5月)には、県域で活動する「災害中間支援組織」の育成・強化の必要性が挙げられています。今後、「しまね災害福祉支援センター」が県域の災害福祉支援活動の中核的役割を担っていくための基盤整備を図ることは、この「災害中間支援組織」の整備にも繋がる可能性があると考えます。

島根県社会福祉団体連絡協議会 構成団体一覧

団 体 名	役 職	氏 名
社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	会 長	小林 淳一
社会福祉法人 島根県共同募金会	会 長	久保田 一朗
島根県障害者社会参加推進センター	センター長	福井 幸夫
島根県民生児童委員協議会	会 長	住田 達宣
公益財団法人 島根県老人クラブ連合会	会 長	安達 伸次
島根県身体障害者団体連合会	会 長	福井 幸夫
公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会	理事長	福井 幸夫
島根県心身障害児(者)親の会連合会	会 長	室崎 富恵
島根県手をつなぐ育成会	会 長	室崎 富恵
島根県知的障害者施設保護者会連合会	会 長	福間 廣明
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	理事長	若佐 博之
島根県社会福祉法人経営者協議会	会 長	室崎 富恵
島根県児童入所施設協議会	会 長	景山 博教
島根県保育協議会	会 長	堀江 泰誠
島根県老人福祉施設協議会	会 長	手銭 宣裕
島根県知的障害者福祉協会	会 長	室崎 富恵
島根県里親会	会 長	関口 晃司
島根県救護施設協議会	会 長	国頭 正治
島根県母子生活支援施設運営協議会	会 長	多久和 正司
しまね小規模ケア連絡会	会 長	槻谷 和夫
島根県地域包括支援センター連絡会	会 長	岸田 美代子
一般社団法人島根県社会福祉士会	会 長	田中 涼
一般社団法人島根県介護福祉士会	会 長	山本 克哉
一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会	理事長	安部 美佐子
島根県精神保健福祉士会	会 長	貝谷 昭
高次脳機能障害友の会「らぶ」	会 長	西村 敏

島根県市町村社会福祉協議会会長会構成員名簿

任期：令和4年8月20日～令和6年8月19日

No.	社協名	氏名	会長会役職
1	松江市社会福祉協議会	松浦 正敬	理事
2	浜田市社会福祉協議会	中島 良二	
3	出雲市社会福祉協議会	渡部 英二	
4	益田市社会福祉協議会	末成 弘明	
5	大田市社会福祉協議会	知野見 清二	副会長
6	安来市社会福祉協議会	小笹 邦雄	会長
7	江津市社会福祉協議会	藤田 和雄	理事
8	雲南市社会福祉協議会	秦 和夫	監事
9	奥出雲町社会福祉協議会	勝田 康則	
10	飯南町社会福祉協議会	小野 彰	
11	川本町社会福祉協議会	三上 能人	
12	美郷町社会福祉協議会	上田 賢逸	理事
13	邑南町社会福祉協議会	石橋 純二	
14	津和野町社会福祉協議会	内谷 澄男	
15	吉賀町社会福祉協議会	宗内 正照	監事
16	海士町社会福祉協議会	杵築 泰久	
17	西ノ島町社会福祉協議会	前田 安住	
18	知夫村社会福祉協議会	金崎 朝香	
19	隠岐の島町社会福祉協議会	吉田 義隆	理事